

# 高知くらしの護身術

329

## ネットの越境取引

### 知らずに海外サイトへ

(2014年8月5日掲載原稿)

インターネットを利用すれば、世界中のサイトから物を買ったりサービスを受けたりすることができます。このような海外の相手との取引を「越境取引」と言います。

「海外のサイトと取引したことはない」という人もいるかもしれませんが、日本語で書かれているからといって日本のサイトとは限りません。ネットを通じて、知らないうちに海外の日本語サイトと越境取引をしていることがあります。越境取引のトラブルはこのようなネット取引に関することが大部分。半数以上が、海外の日本語サイトによるものです。

最近、急増しているのが「ブランド品を安価で販売しているサイトに注文したら、海外からコピー品や別の商品が届いた」あるいは「商品が届かない」といった相談です。

新品のブランド品がいつも半値以下で販売されている場合はコピー品を疑ってください。また「住所や電話番号の記載が不十分なサイト」「日本語がおかしいサイト」「連絡先がフリーアドレス」「支払い方法が前払いのみで振込先が個人名義」などのケースは注意してください。

また、パソコン画面上に「危険にさらされている」「パソコンの速度に不満はありませんか」などの警告やメッセージが出たので、ソフトウェアをダウンロードして購入してしまうケースがあります。実際には、広告であるため、慌てる必要はありません。

いったんクレジットカード番号を入力して契約すると、解約しない限り請求が続くことがあります。購入時は日本語でも解約は英語でしか申請できない場合も多く見られます。

海外のサイトとトラブルになると話し合いで解決できない場合が多く、解決できたとしても時間を要します。トラブルに遭わないためにも、契約前にサイトをよく見て、広告内容や規約を十分に確認しましょう。